

し立てをしても、数年後の成果を享受できるのは、次世代の高齢者になるでしょう。こうした諦観と向き合って「当事者になる」より、現状の制度に帳尻を合わせてニーズを抑制したほうが、ある意味合理的に見えます。

とはいえ、障害者運動は、「このままでいいんだ」と、健常者中心の世界観を転換しながら始まりました。高齢者の世界観にも、そうした何らかの転換が起こって、ニーズ発信の足がかりが今後見つからないとも限りません。現時点では、高齢者によるニーズの表明は希薄にせよ、当事者意識の発現を、じっと待ってみる姿勢も必要に思います。

第三者が高齢者のニーズを汲み取る、という手前で、第三者が高齢者のためにできることはまだあると思います。たとえば、ケアワーカーの労働条件を整える活動は必要でしょう。ケアは相互行為です。サービス提供者の充足なくして、高齢者へのよいケアもあり得ないからです。

また、第三者、私たち自身が、未来の高齢者・当事者です。自分に、いつどんなニーズが登場するのか、私たち自身も予測できません。『参加型福祉社会を拓く』という本に、「「申し訳ないです」とお年寄りにいわれると、「順番です」と答えるようにしています」というワーカーがいました。ケアは、与え手・受け手が逆転する可能性の少ない非対称な行為ですが、高齢者ケアの場合、与え手・受け手の対等な交換関係を、障害者運動のときよりもずっと想定しやすい気もします。“あなたのニーズやサービスへの評価を教えてくれると次世代の私たちが助かりますよ”というのは、高齢者にとっても非高齢者にとっても現実味のある交換

関係ではないでしょうか。ケアする人、される人、お互いに対等な関係を想定できたほうが、ニーズの表明やその受容に、遠慮がなくなる側面もあると思います。

こうした高齢者・非高齢者の相互関係の再構築や、サービス提供者の現場を整えていく中で、次第に高齢者の当事者意識、ニーズ表明の足場を固めていくのも、いいのではないかと思います。終わります。(拍手)

大沢 どうもありがとうございます。続いて第4章「ニーズはなぜ潜在化するのか」(春日キスヨ)につきまして、ノンフィクションライターの山秋真さんからお願いいたします。どうぞ。

山秋真 春日キスヨさん著、第4章「ニーズはなぜ潜在化するのか」についてコメントさせていただきます山秋真です。

初めに本章の意義についてお話しします。この文献の特徴は少なくとも3点あると思います。第1に、ジェンダーという変数を投入して分析し、「家族」の変化の裏で高齢女性の二重の不利益(すなわちケア負担の強化+ケアされる権利の弱化)が深化し、実際には主に(高齢)女性の問題である「高齢者虐待」の内実を可視化したこと。第2に、加害者-被害者の続き柄と加害者の配偶関係に着目して、家族構造の要因を考察し、「母-息子(特に単身無職の息子)」の組み合わせが、当事者ニーズ・支援者ニーズともに潜在化させるメカニズムを分析したこと。第3に—これが最も意義深い点であると思われますが—、この組み合わせの虐待の背景には、社会規範を外れた息子の「つらさ」があり、社会規範を外れていない(と思われる)支援者にはその「つらさ」がわかりにくく、そのため虐待状況が「理解困難」で、結果として、「複

数のアクター／ファクター間の交渉過程によって生成」(中西 2008: 251) (=顕在化) されるものであるニーズが、(要介護) 当事者・養護者・支援者を含む諸アクターにおいて潜在化する、ということをフェミニズムの知見から示したことです。

したがって本文献の意義は、ジェンダー・続き柄・配偶関係に着目し、虐待加害者として最も割合の高い「息子」、とりわけ単身無職の「息子」の「つらさ」を実証的に分析することで、家父長制の被害者にして加害者でもある高齢者介護の諸アクターが、それぞれ内面化している社会規範ゆえに、無自覚なまま虐待の加害者や被害者に陥っている、あるいは虐待支援の限界に陥っていることをあぶり出した点にあると言えるでしょう。こうした緻密な分析によってこそ、明晰な現状把握に基づく有効な社会的支援策の道が開かれると考えられ、この意義は強調されるべきだと思います。

次に論点に移ります。まず、支援者の語りから浮かび上がる養護者あるいは虐待加害者のつらさとは何か？ と考えてみます。本章では、虐待関係に陥っていない家族と陥る家族の違いを「生活が成り立っているか否か」という次元で支援者たちは区別したとされています。そして、生活が成り立っている家族の「つらさ」は「要介護者との関係で生じる『心理的葛藤』」だが、例えば単身無職の実子など生活が成り立っていない家族には「心理的葛藤は少ない」と支援者たちは語っています(春日 2008: 110-111)。この「つらさ」=「心理的葛藤」とは何でしょうか。

生活が成り立っている家族は、「何かをしてあげたいとか、この人にこうしたいと思うから」(ibid: 110)、悩みや不安を

抱えるとみなされています。これは、生活が成り立っている家族の成員は、自分にすり込まれた規範に従って、介護を必要とする高齢の家族成員に対し「介護をしてあげたい」と思うものの、現実には規範に沿った行動すなわち介護を(十分に)担うことはままならず、そのため心理的葛藤が生まれる、と読み解くことができるでしょう。確認しておきたいのは、この葛藤が介護を(十分)担えないという、要介護者との関係で生じる葛藤であると同時に一あるいはその意味するところは、介護を担うことは社会規範にのっとった要請なので、社会規範から外れる葛藤でもあるという点です。

ところで、生活が成り立っていない=虐待に陥っている家族でも、加害者が夫である場合にはやはり「介護関係に起因するものが虐待の主要因であると解釈されることが多い」(ibid: 110) と本章にはあります。春日さんが指摘するように、夫加害者にとって介護を担うことは夫婦愛規範にも従うことなので、ここでもやはり、介護を担い切れず虐待に陥ることは要介護者との関係で生じる葛藤であると同時に、夫婦愛規範から外れてしまうことに伴う葛藤でもあると言えるのではないのでしょうか。

ここで「生活が成り立っていない」息子加害者による高齢者虐待と社会規範の関係を考えると、こうした家族は、介護が問題となる前に、既に現在の社会規範から逸脱した状況におかれていたといえます。そうした家族にとっては、例えば家族愛規範などの拘束力がそもそも低いと考えられないのでしょうか。加えて、「ケア役割をジェンダー規範により振り分けられた子世代女性」や「夫婦愛規範の後ろ盾がある夫」

とは違い、子世代男性に介護を要請する「社会的に正当化された強力な規範」はありません (ibid: 114)。むしろ息子たちが内面化しているのは、「男は仕事に就き結婚し妻に家事や介護を担わせることで一人前の男だ」という性別分業社会の基準 (ibid: 113) です。春日さんの指摘するとおり、だからこそ、そこから外れることに引け目を感じると考えられます。

こうして見てくると、ここで言及される「つらさ」や「心理的葛藤」とは、規範から逸脱することに伴うものと考えてよさそうです。そうであれば、生活が成り立っていない家族すなわち虐待に陥っている家族で、息子が加害者の場合、介護の面で「何かをしてあげようと思わないから、その意味での心理的葛藤は少ない」と語られる加害者の姿は、当然の帰結として想定し得るものではないかと思われます。

にもかかわらず、「成人後も親に依存しつづけ…要介護の親と同居しながら世話する気持ちも薄く虐待関係に陥ってしまう息子とそれを容認し続ける親という関係は、支援者からすれば理解困難」 (ibid: 110) なのであれば、浮かび上がるのは、これまで規範を外れることなく生きてきて、規範の外を理解できないがゆえに、息子加害者の虐待要因を主に個人の問題に帰す支援者たちの姿ではないでしょうか。高齢者のニーズはアクター間の相互作用・交渉の結果 (齋藤 2008; 中西 2008) とする立場からは、支援者の力も問われると考えられ、支援者ニーズを潜在化させないために支援者チームの存在が不可欠 (春日 2008: 94) という春日さんの指摘は核心をとらえていると思います。

さらに本章は、90 年代以降の社会変化によって老親と成人子の関係がそれまで

とは大きくかわった現在、世代やジェンダーなど複合的な要因によって、過渡期を生きるアクターたちの間に規範のズレが生まれていること、現行の法や制度が想定する家族と、現実世界の家族との間にもズレができていること、にもかかわらずその変化に対応した社会的支援施策がないために、息子加害者が増大していったことを丁寧に指摘しています。

ここで高齢者介護の諸アクターを「家父長制の被害者にして加害者」とみなす含意を考えてみます。春日さんによれば、高齢男性が「家族ケア」を受ける既得権は (担い手が嫁→妻に変わっただけで) 維持されているが、高齢女性はケア負担の強化とケアされる権利の喪失を経験しており、「家族」枠内で考えると「家族」構成員の人権は弱者間 (高齢者-女性/子供-女性/子供-高齢者) で相互に人権侵害関係に陥りかねません (春日 2001)。「女性と子供は家父長制の共通の被害者であるだけでなく、家父長制下で代理戦争を行う、直接の加害-被害当事者にも転化しうる」という上野千鶴子さんの指摘もあります (上野 1990)。

現代は家族から社会へと枠が広がったところと言えますが、春日さんによれば身体性に規定され性愛的要素が働く介護労働では、女性が“母性”で性愛的要素を無性化し、無償もしくは低い経済的対価で従事させられています。一方、同質の労働でも医療分野で男性がする場合は、身体性を商品化・モノ化することで無性化し、高い経済的対価が支払われています。また男性 (特に息子) の介護の担い手はほとんどふえていません (春日 1997)。女性を賃労働から排除し、女性の労働を男性の労働より低く位置づけ、そこに女性を封じ込めることが「家父長制的戦略」 (上野 1990)

ならば、前段は突破したけれど後段はまだ難問のようです。

そうした中で「単身無職の中高年息子養護者」と（主に中高年既婚女性の）支援者との関係は、排他的な面もあります。「不況下には…周辺労働により適した女性のほうがサバイバルし、失業した家長労働者に代わって『はした金』を稼ぐ機会を得る」（上野 1990）と上野さんが指摘するとおりです。被害と加害がねじれて複合的に作用していると言えるでしょう。これらの状況を確認すると、上野さんの次の指摘が想起されます。

「差別のもっている深刻な問題性は、差別が外在的に存在するだけでなく、内在的にも存在すること、すなわち支配的価値の内面化が起きること…である。差別による「人間的尊厳の侵害」を主張する以前に、当事者が自尊の感情をもてないことが、差別が被差別者にもたらす破壊的な効果のひとつである」（上野 2002: 246-247）。

複合差別の最現地と呼べそうな高齢者介護の現場で、それぞれ差別の破壊的効果を体現し、自尊心を持てないアクターたちが、ニーズを顕在化し「当事者」になっていくこと。それなしに「私のことは私が決める」当事者主権はあり得ず、本稿で見てきた「つらさ」も、やはりそれなしにはなくなると考えられます。さらに本書で中西さんが言うように、当事者主権を尊重する社会をつくるため、ニーズの主体である当事者とそれを支える人々がともに合意形成し政治勢力をつくるには、アクター間のねじれを解き明かし見せかけの対立を見破ることも必要と思われます。困難な

歩みには違いないでしょう。ただ、障害者の当事者性が運動と事業の実践によって達成されてきた（上野 2008）ことを踏まえば、それは実現可能だと言っていいのではないのでしょうか。

最後に疑問点に触れさせていただきま。介護保険開始後も、介護疲れを苦しめた家族内の無理心中や殺人事件は減りません。2005 年 2 月に石川県で起きたグループホーム殺人事件に見るように、施設介護の現場はその劣悪な労働条件ゆえに支援者や施設介護者にとってハイリスクな職場となっていると言えるかもしれません。それは介護施設が高齢者にとってもリスクの高い場になっているということでもあります。現状を放置すれば、高齢者介護における無理心中・殺人・過失致死などの事件や死者の数は今後もふえることが予想されます。春日さんにこの認識はあると思われるのですが、本章で全く言及がないのは不思議でした。何か理由があるのであれば、今後の議論を開くためにも伺えれば幸いです。ありがとうございました。

（拍手）

引用文献

上野千鶴子（1990）『家父長制と資本制』岩波書店

上野千鶴子（2002）『差異の政治学』岩波書店

上野千鶴子＋中西正司（2003）『当事者主権』岩波書店

上野千鶴子（2008）「当事者とは誰か？」

『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院
春日キスヨ（1997）「介護の男女共同分担は可能か」、『介護とジェンダー』家族社

春日キスヨ（2001）『介護問題の社会学』岩波書店、とくに「1 章「家族」の中

の人権」、「5章老人を介護する家族」、「6章「家族」という関係の困難と希望」

齋藤顕子 (2008)「当事者のニーズ生成のプロセス」、『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院

中西正司 (2008)「当事者主権の福祉戦略」、『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院

大沢 ありがとうございます。続いて第5章「福祉多元社会における協セクターの役割」(上野千鶴子)について、東京大学文学部の開沼博さんからコメントをいただきます。よろしくお願いします。

開沼博 東京大学文学部の開沼と申します。第5章「福祉多元社会における協セクターの役割」についてコメントさせていただきます。

「1 本文献の位置」です。当事者のニーズをもとにした新たな福祉社会をつくる上で、これまでは整備されなかった隠れがちだったニーズを明らかにし、パターンリズムに陥ることのない、それを満たす仕組みを用意することが必要だ。

本文献は、その中でも、介護保険制度開始以後の、これまで「私」領域に属していたケアを、脱家族化するとともに脱商品化する流れ、すなわちケアの社会化の流れの中で何がケアを担うのかを考察する。つまり、これまでのケアは大部分は家族の中でなされ、それが困難な場合は行政が措置を講ずるものであったが、これからのケアが契約・権利に基づくだれにとってもかかわるべき対象となった。その私と官、あるいは公と私の二者択一ではない中で、どのような事業体がニーズ中心の福祉社会実現にとって重要か考察するものだ。

「2 本文献の内容」。本文献では、ケアの担い手として、これまでの「公／私」

にかわり、「官／民／協／私」という4セクターでの分類を採用し、その中でも「協セクターのプロバイダーが、「当事者ニーズ」にとってもっともふさわしいサービス提供の事業体だ」と位置づけられ、議論がなされる。

「3 協セクターの相対的優位性」。「協セクターのシェアは、当初なきに等しかった状態から、その存在感示すところまで成長した。それにあたっては介護保険が「追い風」になった、と言われるように、介護保険の成立と協セクターの成長には強い相互関係がある」と述べられるとおり、介護保険と協セクターの親和性は高く、当事者主権の福祉社会をつくる切り口として介護保険を実行する上で協セクターが重要な役割を果たしてきた。

官・民との具体的な経営コストの比較や第6章で指摘されるコムスン事件への分析で明らかにされるとおり、少なくとも現状の介護保険制度のもとでは、協セクターがなくてはならない存在となっていること、またそれを明らかにする中でケア労働者の労働条件や賃金の改善の余地もあぶり出されている。

4、「協セクターの相対的優位性」は絶対か。官や民が入る余地は今後はないのか。ただ、本文献を初め本書のほかの章にも目を広げた上で疑問に残るのは、協の相対的な優位性はこの先も変わらないものなのか、また、相対的に不利な官・民を変えていくべきものなのではないのか、あるいは官・民も参入できる水準に制度・政策を変えていくべきではないのかという点だ。もちろんそもそも本文献やほかの章が扱う議論としてそういった問題が選ばれなかっただけであって、扱う必要はないと判断されただけなのかもしれないし、本書の著

者が主に協セクターにおいての実践家であり、研究者であるという事情があるのかもしれない。

しかし、官・民の優位性・劣位性に改めて目を向けることを提案する根拠は2点ある。1つは、ケアの分野が非営利活動をするような事業体や人しか参入しないものになってしまうのではないかという点だ。つまり、現状がケアの分野に官・民が参入しにくい、参入しても経営コストがかかり撤退せざるを得なかったり、理念的に非倫理的な参入ばかりとなってしまう状況なのだとすれば、ケアの分野で持続的に活動する事業体は協セクターのみに限られてしまい、その結果、「協セクターで働くような人材」しかケアの分野に参入できなくなってしまう。それでも問題はないと言えるのかという疑問が残るということがある。

ここでいう「協セクターで働くような人材」とは、高所得世帯の主婦であったり、「他の事業者と対等な条件のもとで」たまたま協セクターを選んだ、選ばざるを得なかったような、所得としては低賃金で働くことに耐え忍ぶケア労働者、ケアワーカーだ。

協セクターの優位性の根拠の1つとして、「NPOや労働者生産協同組合のような経営方式を採用しているところでは、（中略）意欲と健康さえあれば、年齢や性別にかかわらず働くことができる」と述べられてはいるものの、そのような可能性自体はあっても現実的にはそのような自体は起こりにくいのではないだろうか。

そのような人材にケアを依存しているのが現状なのだとすれば、それは今後もそうあり続けるべきなのか。もし今後そうあるべきなら「協セクターで働くような人

材」、現状のそういった人材以外がケアの担い手になる可能性を奪ってしまうのではないか。

官・民に目を向けるべき根拠のもう1点は官・民にいま問題になっていることは必ずしも解決をあきらめる問題ではなく、またその問題は今は問題でなくても今後、協にとっても問題になり得る問題なのではないかということだ。

「自治体直営事業や福祉公社のように自治体財源に依存する事業は、経営効率が悪く、行革のもとでの「小さな政府」路線の選択肢になりえない」と本稿では述べられているが、確かにそもそも自治体の管理費、人件費などが高い水準にあるのを下げることは難しいということはあるものの、特に地方自治などにおいて官は官なりにこれまで度外視されがちだった経営効率を配慮しながらの改革を近年進めているというのが昨今の状況であるし、協セクター発で「行政が追随するモデル的な事業を創出してきた」事実があることは、官セクター発のモデルが協や民に伝わる流れというのも当然あり得るはずだ。むしろ行政の安定した財政基盤や社会的信用があるからこそできるということもあるだろう。

また、民も必ずしも、コムス的な悪い方向を向くとは限らない。経営に対する知識・リソースという点では今までにないうまい策を講じる余地というのは相対的にはあるし、もしそれがよい方向であらわれたら協よりもスピードも力も大きなものとなり得るだろう。

本文献に立ち返れば、介護事業の問題として労働集約的でスケールメリットがきかないことは挙げているが、そもそも事業として労働集約的でスケールメリットがきかないということ自体は別に介護事業

だけではなくて、ほかの民間企業がやっていること、政府がやっていることにとってもあることであって、介護に固有性があるという話ではない。

そこからどう利益を上げていくのかこそが、ほかならぬ民に蓄積がある経営の腕の見せどころで、その可能性をあきらめてしまう理由はない。それは情報システムを徹底して整備することなのかもしれないし、既に抱えているほかの事業とのシナジーなのかもしれない。

仮にスケールメリットがないことがボトルネックになっているなら、制度を変えることで対応できる部分だってあり得るはずだ。例えば1つの法人で抱えている事業規模を大きくしていけたらば、つまりスケールを大きくしていくことができた事業者には、それに応じて政策としてインセンティブがふえるようにする施策はあり得る。つまり、人工的に（＝政策として）スケールメリットを発生させるという施策もあり得るのではないかな。

また、そもそも理念的な点で民が劣位だとするならば、あるいは地域密着ではないとか、当事者ニーズを汲み取らず株主利益ばかりを求めるであるとかいったこと、そういった理念的な倫理性を持つインセンティブを、これもまたつけければいい。

具体的には、民の事業者に対して、そういった「協がもってきたよい点」を踏まえているか具体的な基準を設け許認可をつけるという方法があり得るだろう。

そもそも協セクターに属するからといって、倫理的な理念を備えているということは必然的ではない。直接的なケアの話とは関係ないにしても、NPOが暴力団等に悪用され、NPO設立に規制がつけ加えられてきたといった歴史的な経緯も一方で

はあるわけです。

もちろんマクロに見て倫理的な理念を相対的に備えているというのはわかるが、だとしても営利法人が必ずしも倫理的な理念がないということではないし、ケアをする上で適切な理念的な要件を求めていることは可能なはずだ。そのことによって恐らく協の側でもよりよい理念といったものを洗練していくことも当然できるはずだと思っています。

福祉事業を行う営利法人には、営利法人の形をとる以上、経営、労働について制約が多いにしても、理念、連携・協働について必要な要件を満たした法人を認めていくという方法はあるのではないかな。

本文献で最後に述べられる「インキュベーターとしての生協」の例が示すのは、第一には協の中で協を再生産するうまい流れがあるということであり、これはもちろんすばらしいことだと思うんですが、しかしそれは同時に巨大な資本が必要になる。ケア事業というのは、巨大な資本がありきで現実回っているという事実も明らかにしている。

つまり、ヒトもカネも意外とアドホックな、ヒトが経済的に余裕がある層だったり、余裕はないが意志がある層、またはカネは経済的に余裕がある生協や篤志家に頼っている。そういったリソースに支えられているのが現実なのではないかな。

もちろんそれでうまくいくならそれでよいだろう。しかし仮に協がすぐれている根拠が上述のアドホックなリソースに頼っているならば、それは短期的には最適混合なのかもしれないが、長期的にもそれでいいのかということで不安が残る。

本文献には描かれていない部分をあえて求めているコメントになってしまいま

したが、本文献からは協の優位性は極めて納得できるが、その上で官・民も福祉戦略に組み込んで考えていくということが今後、必要なのではないだろうか。以上です。

(拍手)

大沢 どうもありがとうございました。続きまして、第6章「福祉事業における非営利・協同セクターの実践」(池田徹)につきまして、永野眞理さんからコメントをいただきます。

永野眞理 上野ゼミで勉強中の社会人です。コメントですが、時間が押しておりますので「はじめに」と1の部分は省略させていただきます、2から始めます。

「2. 非営利・協同セクター」。池田は、生活クラブ生協千葉での実践を通して、「福祉事業の担い手は非営利・協同セクターであるべきだ」と断言する。単に「非営利セクター」だけでなく、「非営利・協同セクター」とするのは、彼のこれまでの生活協同組合の中での実践から、非営利セクターにおける生活協同組合の役割が極めて大きいという認識からである。さらに池田は、「社会的企業」の概念から、「財・サービスの継続的生産・供給」「コミュニティへの貢献」「事業エリアが限定的であること」「利益率が限定的であること」「利益の一部がコミュニティへの貢献に使用されていること」をもって非営利・協同セクターを社会的企業として再定義している。

確かに、生協は市民参加型福祉の担い手であり、ニーズの創出や充足を追求してきた運動体としての経験と実績を積み(上野が5章で論証し、池田はこれを過去数10年にわたる組合員活動や地域活動による総合力と述べている)、営利を目的とせず、労働者の経営参加と労働の自己決定という労働環境をつくり、組合員の出資金をも

とにした資金力でワーカーズ・コレクティブの創業を支援し…と、市民事業体の中では際立った「基礎体力」で独自に先駆的な福祉事業を実践してきた。そのため日本経済の長期にわたる不況期に、介護事業の中でその存在感を示すまでに順調に発展してきた。この成功が何よりも雄弁に介護事業における協セクター「社会的企業」の優位性を実証していると言ってよい。

「3. 生活クラブとワーカーズ・コレクティブ」。「出資、運営、利用」の三位一体性が最大の特徴と言われる協同組合であるが、事業の大規模化に伴って発生した理事者と職員の「雇用―労使関係」に疑問を感じていた池田は、「労働者協同組合」という事業形態と出会い、生活クラブ生協千葉をワーカーズ・コレクティブなど「新しい協同組合」と位置づけ、「協同組合地域社会」を目指していく。他の生協がワーコレの設立に関与し、共同経営をうたいながらワーコレが経営参加することには及び腰であり、困惑し、ワーコレとの距離を維持している中で、生活クラブ生協千葉が生協本体のワーコレ化を目指して「たすけあいネットワーク事業」を開始したことは、生協の組織自体をさまざまな角度から問い直したものとして特筆に値する。

ワーカーズ・コレクティブ(以下ワーコレと省略)は、もともと「ボランティアでアンペイドな労働を通じて自己主張や自己実現する、もう1つの“労働運動”」として生まれた。生協組合員という民主主義の学校で活動のノウハウを学んだ女性たち・意欲と能力はあるが行き場のない中高年女性労働力の受け皿として、また生協事業の拡大と転換などの複合的な要因が作用して、「有償の労働」という生協の中の「新しい働き方」が誕生したのである。

ワーコレの主な担い手が夫の収入に依存できる専業主婦であったこともあり、スタート時は地域最低賃金を割る時給(有償ボランティア価格)で理念先行型の事業であったものが、介護保険の導入で一挙に経営的に安定し、さらに生協に貢献する稼ぎ手として成長し続けている。

「4. 非営利・協同セクターの福祉経営」。池田は、ワーコレの低廉な価格や有償・無償を問わないインフォーマルサービスの必要性を説いている。確かに、組合員活動から生まれた(有償・無償の)地域活動と制度サービスの供給能力や、組合員が毎月出資する“出資金”による資金力は他の非営利・協同セクターの追随を許さない。しかし、上野の言う「利用者からもワーカーからも選ばれ」て「持続可能な事業体として存続できるかどうか」を考えたとき、「低廉な価格や有償・無償を問わないインフォーマルサービス」だけで「ワーカーからも選ばれ」続けることはできるのだろうか。

ワーコレの担い手のほとんどは専業主婦と言われる女性たちであり、「家庭を守り」「夫と子供のため」のアンペイドワークを黙々と続け、何よりも「主婦役割」を優先する人たちである。彼女たちは夫の稼ぎで経済的には安定しており、生活給を必要とはしていない。そして、そのような「専業主婦」という階層は、経済不安の中、今後減少し続けることが予測されている。中西の言う、「だれでも必要なときに必要なだけのサービス」を「家族の世話を優先する」彼女たちは24時間体制で供給できるのだろうか。10年後、20年後このような活動を継続できるのだろうか。将来、専業主婦を当てにした活動の継続は危ぶまれる。今後は「理念」を持たない非組合員ワーカー、年若い男女によっても「生活でき

る賃金が保証された」魅力ある職場として選択されることが「持続可能な事業体として存続できる」かどうかの鍵となるのである。

昨今、「福祉崩壊」が言われ、原因は「人材崩壊」にあるとまで言われている。ニーズがあっても人材が不足して、サービスが提供できない事態が生じているのである。しかもこの人材不足は絶対数の不足ではなく、あまりにも安い賃金(平均月額報酬16万、施設勤務の正職員で22万、年収は200万前後)ゆえに「やりたくても生活できない」「やり甲斐はあっても体力的にも精神的にも責任が重く、しかも報われない」からという社会的な不足なのである。すなわち、ケアワーカーに医者や弁護士のような社会的地位や評価、報酬が保証されれば、ケアワーカーの社会的な不足など雲散霧消するのである。

ケアワークのグローバリゼーションを見据え、社会福祉事業の担い手としての協セクターを牽引していくためには、中西の言うようにケアワークが「社会的評価と適正な報酬をとまなう誇りの持てる仕事にな」って初めて、「利用者からもワーカーからも選ばれ」ることができる。そのためには介護報酬の引き上げを含む、ケアワーカーの大幅な労働条件の改善が協セクターの緊急の課題なのである。

「自分なら出せる料金」としてのボランティア価格の設定は、確かに利用者にとっては低廉であり、有難いため、協セクター躍進の要因の1つであったかも知れない。しかし、生活基盤のある主婦たちに支えられてきたこの生協価格自体が、生活基盤のない人がケアワークで生活できるようにケアワークの、さらには社会福祉事業全体の問題として再考される必要がある。